

# 事 故 状 況 届 出 書

年 月 日

阪 南 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

水質汚濁防止法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次のとおり届け出ます。

<b>事故発生日時</b>		<b>事故発見日時</b>		
<b>事業場の 名称・所在地</b>				
<b>事 故 の 状 況</b>				
<b>該当法令</b> (該当法令に○を記入)		水質汚濁防止法 第14条の2 第1項		
		水質汚濁防止法 第14条の2 第2項		
		水質汚濁防止法 第14条の2 第3項		
		大阪府生活環境の保全等に関する条例 第64条		
<b>事故発生場所・施設</b> (事業所等の平面図を添付)				
<b>原因物質及び その排出量</b>				
<b>発生原因</b>				
<b>被害状況</b>	農業被害	有・無	魚類のへい死	有・無
	水産被害	有・無	油膜の発生	有・無
	浄水場における取水停止	有・無	その他	有・無
	[有りの場合は具体的に記入]			

**事故の発生原因物質の排出又は浸透の防止のために講じた措置内容等**

(汚染の拡大防止措置、被害の復旧措置、原因物質の回収方法とその量、事故発生箇所の修復措置、事故原因の究明、通報連絡状況 等)

**再発防止のために今後講じようとする措置等**

(事故発生箇所の改善措置、社内教育、危機管理体制の整備 等)

※ 枠内に書ききれない場合は別紙を添付すること。

○水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十八号）

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。）

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号）

（事故時の措置）

第六十四条 届出事業場又は特定事業場の設置者は、当該届出事業場又は特定事業場において、届出施設又は特定施設の破損その他の事故が発生し、汚水又は廃液が公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該汚水又は廃液の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項又は第三項の規定により応急の措置を講じなければならない場合にあっては、この限りでない。

2 知事は、届出事業場又は特定事業場の設置者が前項本文の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、その応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。